

JAとのお取引はこれからというお客様もお気軽にどうぞ。

JA 徳島県

合併記念定期貯金

取扱期間 2024年4月15日(月)~5月31日(金)

特別金利

年 0.2%

(税引後年 0.15937%)

募集額：100億円

募集額に達した時点で
終了させていただきます。

預入金額



10万円以上
1,000万円以内

預入期間



1年

対象商品



定期貯金1年(単利型)

ご利用



新規預入の組合員・組合員家族
いただける方 (新たに組合員にご加入いただける方を含む)
の個人の方

※お預入条件※

新規預入に限ります。書替はご遠慮ください。

〈ご留意事項〉

- 個人(組合員・組合員家族)のお客様が対象となります。窓口および渉外担当者へのお申込みに限ります。(ATMでのお預入は対象外とさせていただきます。)
- 表示金利の適用は初回満期日までとし、自動継続後の金利は継続日当日の店頭表示金利となります。
- 中途解約をする場合は、預入期間に応じた所定の中途解約利率が適用されます。
- お利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税が適用されます。
- マル優扱いは、非課税となります。
- 本商品は金融情勢等の変化により、キャンペーン期間中であっても商品内容を変更したり、取扱を中止することがあります。
- 店頭の商品概要説明書をご用意しております。

詳しくは、お近くの窓口へお問合せいただくか、当JAホームページをご覧ください。

本店金融部 ☎(088)634-2570

ホームページ <https://ja-tokushimaken.or.jp/>

取扱店舗は別紙のとおり。



JA 徳島県



◆取扱店舗一覧◆

藍住支店	088-692-2231
板野支店	088-672-1181
阿波支店	088-695-2356
北島支店	088-698-2511
上板支店	088-694-2717
名西支店	088-674-2124
神山支店	088-676-1144
桑野支店	0884-26-0341
阿南支店	0884-22-1410
上中支店	0884-22-0782
福井支店	0884-34-2031
相生支店	0884-62-0034
海陽支店	0884-73-1216
美波支店	0884-77-1266
鳴門支店	088-689-1115
うずしお支店	088-685-2171
あわ市支店	0883-35-5115
市場支店	0883-36-2113
麻植東部支店	0883-24-1137
麻植西部支店	0883-42-6666
脇町支店	0883-53-7223
美馬支店	0883-63-3181
三加茂支店	0883-82-2326
池田支店	0883-72-0139

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞ J A徳島県合併記念定期貯金

(令和6年4月15日現在)

商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金＜単利型＞ 愛称：J A徳島県合併記念定期貯金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみ（新規ご契約の組合員・組合員家族）
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 10万円以上1,000万円以内 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：088-634-2570）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 民間総合調停センター（大阪府）、岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>

その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
----------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A徳島県